

1994年04月01日制定
1995年01月01日改定
1997年04月01日改定
1999年01月01日改定
2000年01月01日改定
2001年01月01日改定
2003年01月01日改定
2005年11月01日改定
2007年10月01日改定
2011年05月01日改定
2015年01月01日改定
2019年04月01日改定

日本旅行共済会（ほっと・ネットワーク）規約

第1章 総則

（名称）

第1条 本会は、日本旅行共済会（ほっと・ネットワーク）（以下「本会」という）と称する。

（目的）

第2条 本会は、会員の相互扶助の精神を基調として、相互共済をはじめとする総合的福祉の増進を図ることを目的とする。

（事務所の所在地）

第3条 本会の事務所は、東京都中央区日本橋1丁目19番1号日本橋ダイヤビルディング株式会社日本旅行総務人事部内に置く

（公示の方法）

第4条 本会において公示しなければならない事項は、共済会会報、イントラネットに掲載する。

第2章 会員

（会員）

第5条 本会の会員は、理事会が承認した法人及び団体並びにその法人及び団体の役職員が会員とすることができる。

- (1) 法人会員 理事会が承認した法人及び団体は、法人会員とする。
- (2) 一般会員 法人会員に所属する常勤役員、社員、試雇、別表3の法人会員に所属する無期雇用契約社員は、すべて一般会員とする。
- (3) 特別会員 前(2)の一般会員以外で法人会員に所属する雇用契約6ヶ月以上の人、その他理事会が承認した人は、本人の希望により特別会員となることができる。なお、雇用契約が6ヶ月以上1年未満の人及び登録添乗員は所属会社の承認を要する。

（会員資格の取得・喪失）

第6条 一般会員及び特別会員は、就職の日に会員資格を取得し、退職（死亡を含む）の翌日に会員資格を喪失する。

2 特別会員が雇用契約満期満了と同時に再び雇用契約を締結したときは、会員資格を継続したものとみなす。

（会員期間の通算）

第6条の2 本会会員資格取得前に本会会員法人以外の法人にて勤務していた者については理事会の承認を条件に、当該法人における勤務期間を会員期間に通算することができる。

(会員資格の一時停止)

第6条の3 本会加入時に休職事由に該当している会員については、第22条第3項の規程にかかわらず、会費の免除は行わないこととする。

(一般会員・特別会員の入会手続)

第7条 第5条及び第6条により本会に入会する人は、共済会加入確認書(様式第1号)に自署捺印して法人会員經由理事長に提出しなければならない。

第3章 事業

(事業)

第8条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 一般会員及び特別会員に対する共済給付事業
- (2) 一般会員に対する共済貸付事業
- (3) 一般会員及び特別会員に対する文化活動等に関する事業
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第4章 組織と役職員

(理事会)

第9条 本会は、議決機関として理事会を設置する。

(事務局)

第10条 本会は、実施機関として事務局を設置する。

- 2 事務局に事務局長を置き、必要に応じて職員を配置することができる。

(理事及び監事の定数)

第11条 本会の理事の定数は、8名とし、法人会員が指名する4名及び一般会員から選出する4名とする。

- 2 本会の監事の定数は、2名とし、法人会員が指名する1名及び一般会員から選出する1名とする。

(理事及び監事の任期)

第12条 理事及び監事の任期は、2年とする。

- 2 理事及び監事は任期満了の日前に、会員資格を失った場合は、その資格を失う。
- 3 理事及び監事に欠員を生じた場合は、その都度選出し、その任期は、前任者の残任期間とする。

(理事会の構成と役員)

第13条 理事会は理事及び監事をもって構成する。理事長1名を理事の中から選出する。

(理事長の職務)

第14条 理事長は、本会を代表し、本会の業務運営を総理する。

- 2 理事長は事務局長を指名する。

(理事の職務)

第15条 理事は理事会に出席し本会の業務運営に関する事項を審議決定する。

(監事の職務)

第16条 監事は本会の業務及び会計について監査を行う。

- 2 監事は、監査報告書を作成し、理事会に報告する。

(事務局長の職務)

第 17 条 事務局長は、事務局を統括し、その運営にあたる。

(理事会の招集)

第 18 条 理事会は、理事長が原則として年 2 回（1 2 月及び 3 月）招集し、理事長がその議長の任にあたる。

2 理事長が特に必要と認めたとき又は理事の 3 分の 1 以上から請求があったときは、臨時に開催することができる。

(理事会の決定事項)

第 19 条 次の各号に掲げる事項は、理事会において決定する。

- (1) 規約・規則等の改正に関する事項
- (2) 法人会員・一般会員・特別会員の承認に関する事項
- (3) 事業運営方針に関する事項
- (4) 事業年度の予算・事業計画及び決算・事業報告に関する事項
- (5) 資金運用及び借入金に関する事項
- (6) その他重要事項

(理事会の議事)

第 20 条 理事会は、理事の 3 分の 2 以上及び、監事 1 名以上の出席により会議を開催できる。

2 理事会の議事は、出席理事の過半数で決する。
ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の会議録)

第 21 条 理事会の理事は、次の各号に掲げる事項を記載した会議録を作成する。

- (1) 開催日時・場所
 - (2) 出席理事数・氏名及び、監事・氏名
 - (3) 議決した事項及びその賛否
- 2 会議録は、理事会で議長が指名した理事又は監事 2 名が議事内容を確認のうえ署名捺印する。

第 5 章 会 費

(会費)

第 22 条 会員が毎月負担する会費は、次のとおりとする。

- (1) 法人会員 法人会員は所属する一般会員及び特別会員が支払う会費総額と同額とする。
 - (2) 一般会員 会費は、1 月 1 日現在の本人年齢を適用した別表 1 に定める年齢別会費とし 1 月会費から 1 2 月会費まで適用する。
別表 1 の会費は、規約・規約の改定等により毎年 1 月 1 日に改定することができ、その額を公示する。
 - (3) 特別会員 会費は、別表 2 に定める定額会費とする。
定額会費は、規約・規則の改定等により 1 月 1 日に改定することができ、その額を公示する。
- 2 月の途中で会員資格を取得又は喪失したときのその月分の会費は、全額納入するものとする。
- 3 一般会員が法人会員の規定する休職事由に該当し無給となったときは、無給に該当する月の会費は免除し徴収したものとみなす。

(会費の徴収)

第 23 条 一般会員及び特別会員の会費は、毎月の給与から控除して徴収する。

2 法人会員は、前条第 1 項第 1 号の会費総額の金額並びに前項より徴収した一般会員及び特別

会員の会費総額の金額を合算して、本会が指定する銀行預金口座に当月末日までに振込み送金しなければならない。

- 3 法人会員は当月中に発生した新規の入会者及び退会者並びに休職者について共済会入会者及び退会者一覧並びに会費納付書（様式第2号）を作成のうえ、共済会加入確認書を添付して当月末日までに理事長に報告しなければならない。

第 6 章 財 務

（運営資金）

第 24 条 本会の運営資金は、次のとおりとする。

- （1）法人会員会費
- （2）一般会員会費
- （3）特別会員会費
- （4）寄付金
- （5）本会が取得する収入

（財産の管理方法）

第 25 条 本会の資金及び財産の管理方法は、理事会の決議を得て別に定める。

（会計の記録）

第 26 条 事務局は、運営資金の受け入れ並びに本会が行う共済給付事業、共済貸付事業及びその他の金銭受け払いについて、それぞれの帳簿に記録し、証票類とともに整理管理しなければならない。

（予算・決算の報告）

第 27 条 事務局は、本会の事業計画及び予算を作成し、理事会の議決を得て会員に公示しなければならない。

- 2 事務局は、本会の事業報告の作成及び決算を行い、理事会の議決を得て会員に公示しなければならない。

（決算過不足金の処理）

第 28 条 本会の会計年度末における剰余金または不足金は、これを翌年度に繰越すものとする。

（会計年度）

第 29 条 本会の会計年度末は毎年1月1日から12月31日までとする。

（本会解散時の財産処分）

第 30 条 本会解散時の財産処分は、理事会の決議を得てこれを定める。

付 則

（実施日）

第 1 条 会費の年令別月額表の適用期間については、毎年1月～12月の暦年とする。

- (1) 本規則は、2015年1月1日から施行する。

1. 本規則は、2019年4月1日から施行する。

別表 1 (規約第22条第1項第2号)

一般会員会費月額表 (1月1日から12月31日まで適用)

1月1日現在 満年齢(歳)	月額会費(円)	1月1日現在 満年齢(歳)	月額会費(円)	1月1日現在 満年齢(歳)	月額会費(円)
18	340	30	430	41	560
19	350	31	440	42	580
20	360	32	450	43	590
21	370	33	460	44	610
22	380	34	470	45	630
23	390	35	480	46	650
24	390	36	500	47	660
25	400	37	510	48	670
26	400	38	520	49	680
27	410	39	540	50	690
28	420	40	550	51 以上	690
29	420				

別表 2 (規約第22条第1項第3号)

特別会員会費月額表

特別会員	月額会費
一律	300円

別表 3 (規約第5条第1項第2号)

法人会員名
(株) 日本旅行